

工事請負契約における設計変更ガイドライン

平成27年4月
(令和6年4月改定)

佐久水道企業団

設計変更ガイドライン

1. 設計変更ガイドライン策定の背景と目的	1
(1) 土木請負工事の特性	1
(2) 発注者の留意事項	1
(3) 受注者の留意事項	1
(4) 適切な設計変更の必要性	2
2. 設計変更ができないケース	3
(1) 基本事項	3
3. 設計変更ができるケース	4
(1) 基本事項	4
(2) 留意事項	5
4. 条件明示等に関する設計変更	7
(1) 設計変更手続きフロー	7
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	8
(3) 設計図書の表示が明確でない場合	9
(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	10
(5) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの	11
5. 工期に関する設計変更	13
(1) 工事中止の場合	13
(2) 受注者からの請求による工期の延長	15
(3) 発注者の請求による工期の短縮	16
6. 設計変更に関わる資料の作成	17
(1) 設計照査に必要な資料作成	17
(2) 設計変更に必要な資料作成	18
7. 条件明示について	19
8. 指定・任意の使い分け	22
(1) 基本事項	22
(2) 留意事項	22
(3) 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲	23
(4) 指定仮設と任意仮設の定義	23
9. その他	24
(1) 設計変更に関する用語の定義 (P.6 など)	24
(2) 概算金額の記載方法 (P.10)	24

1. 設計変更ガイドライン策定の背景と目的

国では、平成 26 年 6 月の改正品確法の施行を受け、公共工事の品質を将来に渡って確保するため、建設業の中長期的な担い手を育成・確保することが明記され、「発注者責務の明確化」として、「計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更」が示されました。

また長野県では、長野県の契約に関する条例を平成 26 年 4 月に施行し、「持続可能で活力ある地域社会の実現」に向けた「県民の安全・安心のために活動する事業者の育成」など、建設工事における県及び契約の相手方の責務を明らかにしています。

こうした背景のもと当企業団では、受発注者間の変更手続が円滑かつ適切に行われるよう、設計変更に関する運用指針として、設計変更ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定するものです。

(1) 土木請負工事の特性

土木請負工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産される特殊性があります。

(2) 発注者の留意事項

設計積算にあたって、工事内容に係る項目については、「7. 条件明示」を参考に条件明示するよう努めてください。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努めてください。

(3) 受注者の留意事項

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し、進めることが不可欠です。

(4) 適切な設計変更の必要性

工事の施工において、その自然的・社会的条件は複雑かつ多様であるため、契約時点で定めた設計図書の条件が現地と異なる場合には設計変更が必要となります。

設計変更については、建設工事標準請負契約約款（以下、「契約書」という。）において「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な契約を締結する」と定めています。その一方で受注者からは、当初の施工条件が不明確であったり、協議結果の曖昧さ、変更見込金額が請負代金額の30%を超えるなど様々な理由により、適切に行われていない事例があるとの指摘もされています。

適切な設計変更は、改正品確法において「請負契約の当事者が公正な契約を適正な額の請負代金で締結する」ことが基本理念として示され、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が発注者の責務として明確化されました。

2. 設計変更ができないケース

下記の場合は、原則として設計変更できません。

ただし、災害等における臨機な対応については、契約書第 27 条により、この限りではありません。

(1) 基本事項

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と事前に「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答（「指示」）がない時点で施工を実施した場合
3. 「承諾」で施工した場合
4. 契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合（契約約款第 18 条～25 条）
5. 口頭だけの指示や協議の後、正式な書面による指示や協議がない場合

※「承諾」とは、受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るものである。

3. 設計変更ができるケース

(1) 基本事項

下記の場合は、原則として設計変更が可能です。

1. 発注者による「指示」、受発注者間の「協議」に基づく発注者の「指示」によるもの。（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
2. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等の現場条件が、現地で確認された場合。
3. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき。
4. 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施させる場合。
5. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
6. 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。

(2)留意事項

設計変更の指示にあたっては下記の事項に留意してください。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して設計変更にあたる。
2. 予定する設計変更の変更見込み額が請負代金額の30%を超えるおそれのある場合は、当該工事と分離できない理由を明確にする。
3. 契約変更の手続き前に行う必要のある作業を指示する場合は必ず書面にて行う。
4. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行う。ただし、軽微な設計変更の場合は、工期の末にまとめて契約変更を行えることとするが、途中、それらの合計額が請負代金額の20%を超えると見込まれる場合や変更工種を部分払いの対象とする場合は、その時点で契約変更を行うことが望ましい。
5. 以下の事項に留意し、概算金額の記載を行う。(巻末資料参考)
 - ① 受注者から協議があった場合は、受注者が見積書を提出した場合に限り、その見積書を参考にして概算金額を記載する。
 - ② 受注者からの協議によらず、発注者が指示する場合でも、概算金額を記載する。記載できない場合は概算金額を通知できる具体的な日(「…日までに通知する」)及び記載しない理由を記載する。
 - ③ 記載する概算金額は「参考値」であり、変更契約代金額を拘束するものではない。
 - ④ 概算金額の根拠、出典先や算出条件等を明確に記載する。

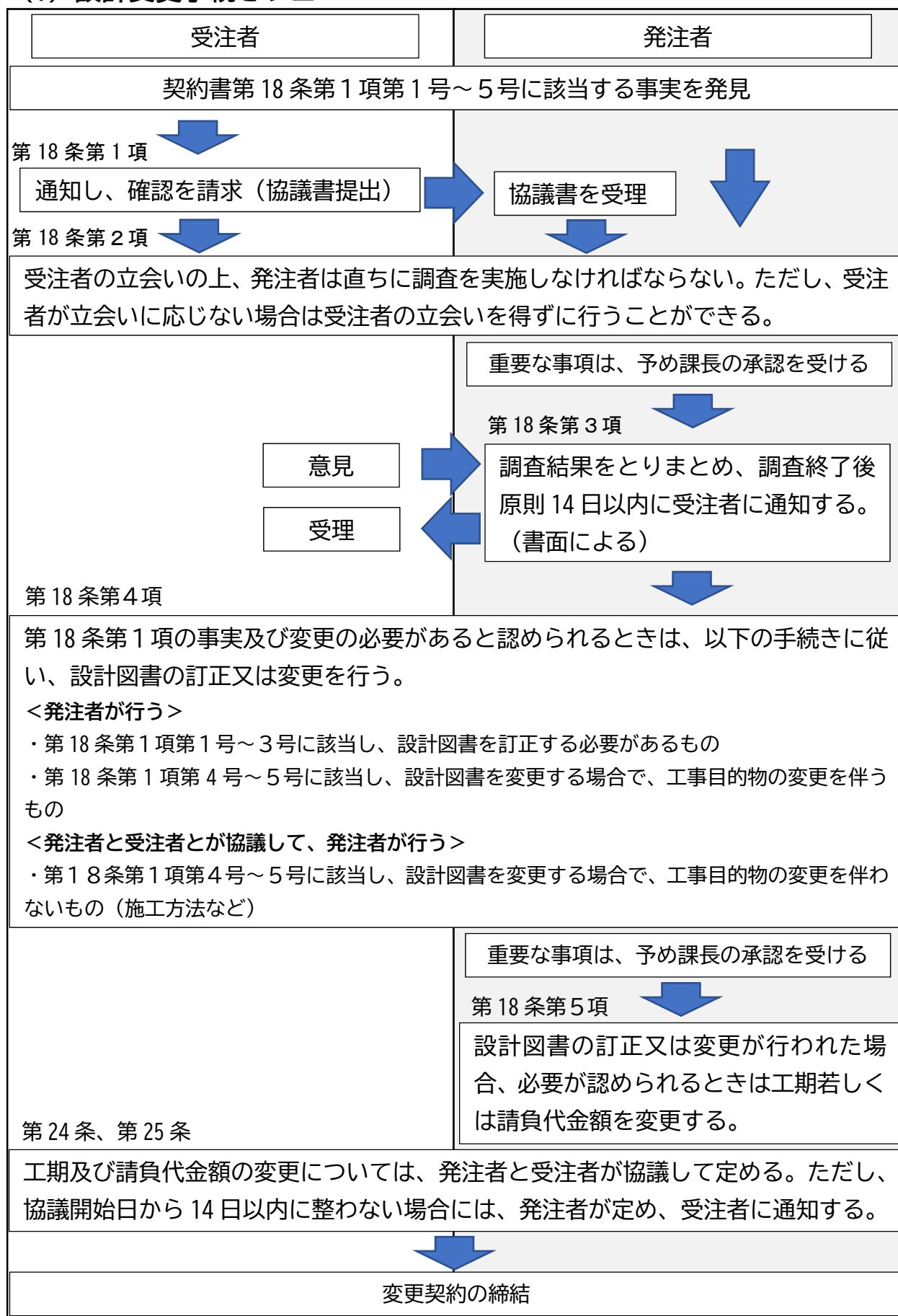
契約約款において、設計変更となり得るケースは次のように規定しています。

設計変更の対象事項	契約約款
1. 支給材料、貸与品及び発生品の変更を発注者が必要と認める場合	第 15 条第 7 項
2. 工事の施工が設計図書に適合しない場合において、当該不適合が監督員の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由による場合	第 17 条第 1 項
3. 図面と仕様書が一致しない場合 (優先順位が定められている場合を除く)	第 18 条第 1 項第 1 号
4. 設計図書に誤り又は脱漏がある場合	第 18 条第 1 項第 2 号
5. 設計図書の表示が明確でない場合	第 18 条第 1 項第 3 号
6. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する場合	第 18 条第 1 項第 4 号
7. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	第 18 条第 1 項第 5 号
8. 受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を発注者（監督員）が指示した場合	第 18 条 第 19 条
9. 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して設計変更する場合	第 19 条
10. 工事用地等の確保できない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、受注者が工事を施行できないと認められる場合又は条件変更等の事実についての確認が発注者と受注者との間で一致しない場合（受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業が発生した場合を含む。）に、工事を一時中止する場合	第 20 条
11. 自己の責めに帰すことができない事由により、受注者が発注者に工期の延長を請求する場合	第 22 条
12. 特別の理由により工期の短縮を発注者が受注者に請求する場合	第 23 条

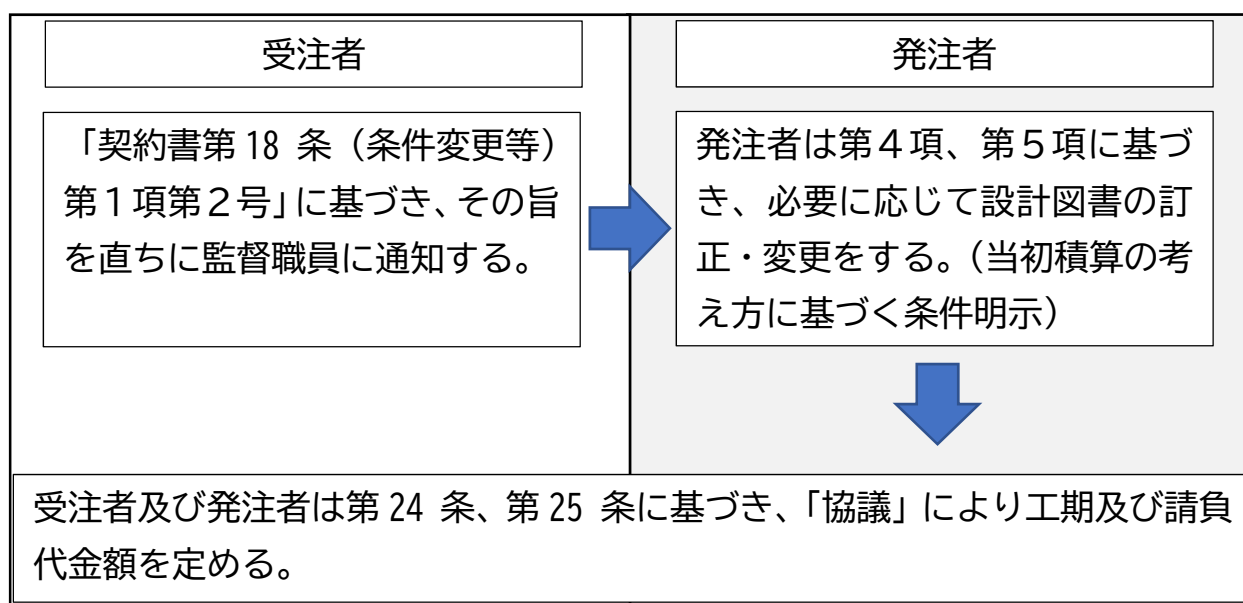
上記のほかにも、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更（第 26 条）、臨機の措置（第 27 条）などにおいて設計変更する場合があることを規定しています。

4. 条件明示等に関する設計変更

(1) 設計変更手続きフロー



(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (契約書第 18 条第 1 項第 2 号)



(例)

- イ) 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない
- ロ) 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない
- ハ) 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない

Point!

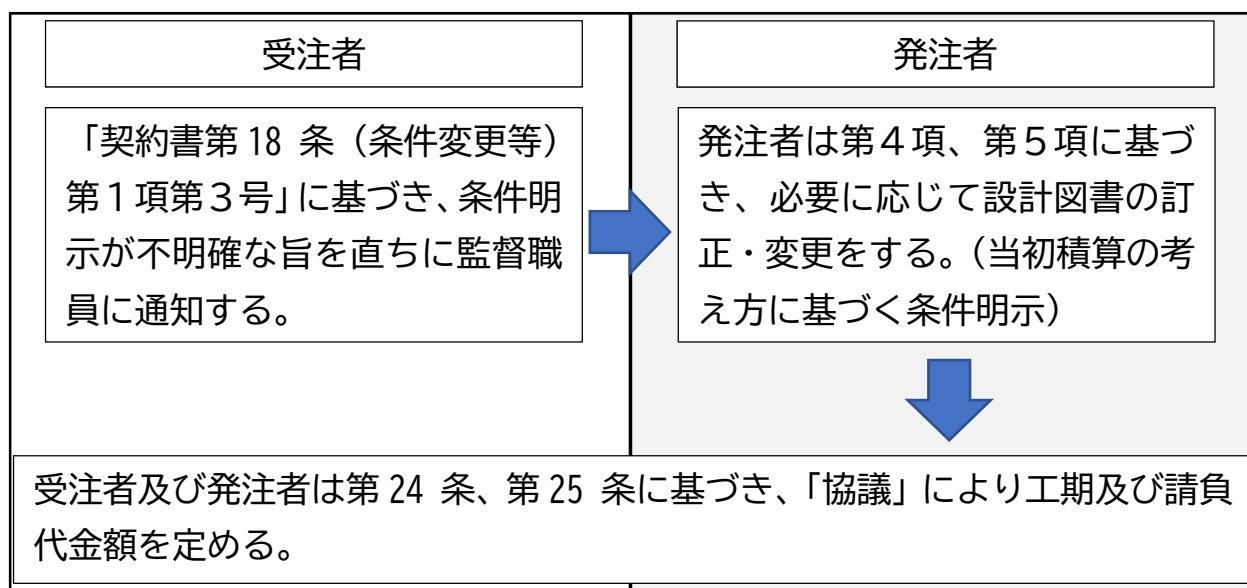
受注者は、設計図書の内容が誤っていると思われる場合は発注者に確認し、発注者はその内容を確認のうえ、必要に応じて設計図書を訂正する必要があります。

また、設計図書に脱漏がある場合は、受注者が勝手な解釈や判断により施工を続けるのではなく、まず発注者に内容の確認をしてください。

発注者は、確認後すみやかに脱漏部分を訂正してください。

(3) 設計図書の表示が明確でない場合

(契約書第 18 条第 1 項第 3 号)



(例)

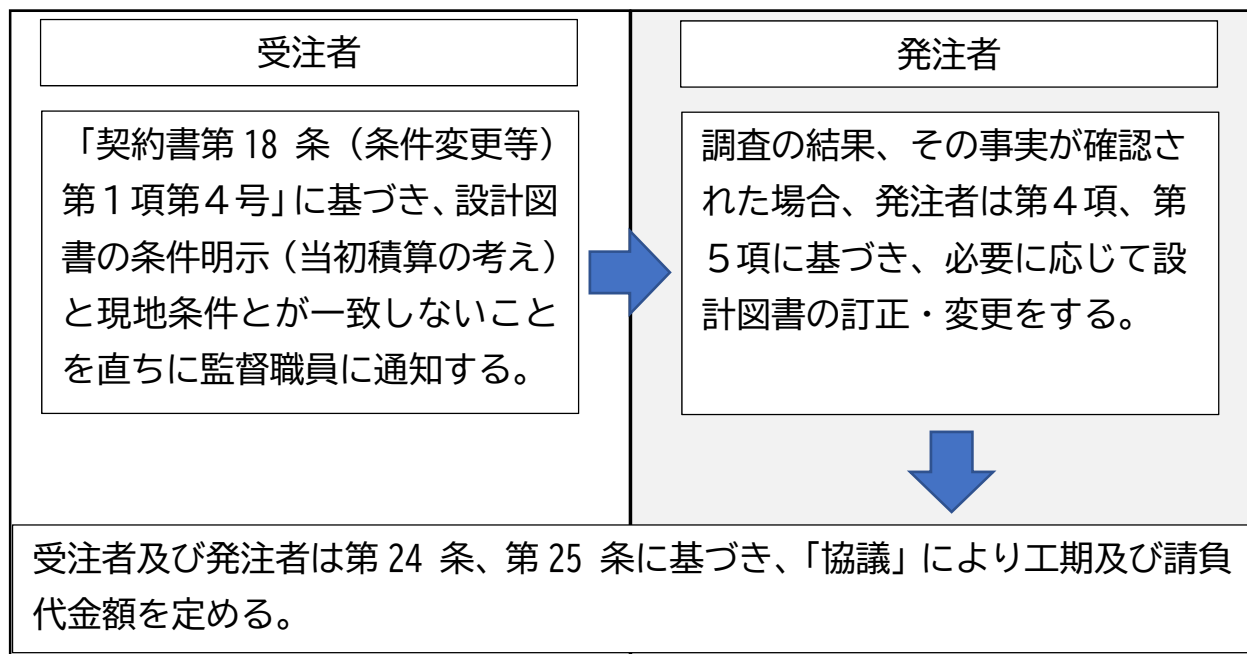
- イ) 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確
- ロ) 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない

Point!

「設計図書の表示が明確でない」とは、表示が不十分、不正確、不明確のために、工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合であり、発注者に内容を確認しないまま、受注者が勝手に判断して施工した場合は、設計変更の対象とならない場合があります。

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

(契約書第 18 条第 1 項第 4 号)



(例)

- イ) 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない
- ロ) 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない
- ハ) 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない
- ニ) 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない
- ホ) その他、新たな制約等が発生した

Point!

自然的条件とは、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無などをいいます。

また、人為的条件とは、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、工事に係る法令等が挙げられます。

(5) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

1) 照査範囲を超える具体的な業務事例

(ア) 起工測量、現地調査の結果からわかってくるもの

- ① 測点の追加などにより新たに横断図を作成する場合、又は、縦断計画の見直しに伴い横断図の修正・再作成が必要となるもの。
ただし、舗装修繕工事における舗設計画図面（縦横断図）は設計図書の照査に含まれる。
- ② 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の設計図面の作成。
- ③ 排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 構造物のタイプが変更となるもの。

(イ) 施工の段階でわかってくるもの

- ① 施工中に判明した推定岩盤線の変更に伴い、横断図の修正が必要となるもの。
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更自体は設計図書の照査に含まれる。
- ② 構造物の構造計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ③ 試験杭等により基礎杭の変更が必要となる場合の構造計算及び図面作成。

(ウ) その他

- ① 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
- ② 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

2) 照査範囲を超える業務の対応について

- ① 照査範囲を超える測量・調査・設計業務を必要とする場合は、原則として発注者が小規模修正委託等を別途発注することにより対応する。
- ② ①の業務については、受発注者間の協議が整った場合に限り、受注者に依頼することができる。
- ③ 受注者に依頼する場合、上記業務に伴う費用として、測量・調査・設計業務の諸経費等を含んだ金額を計上する。

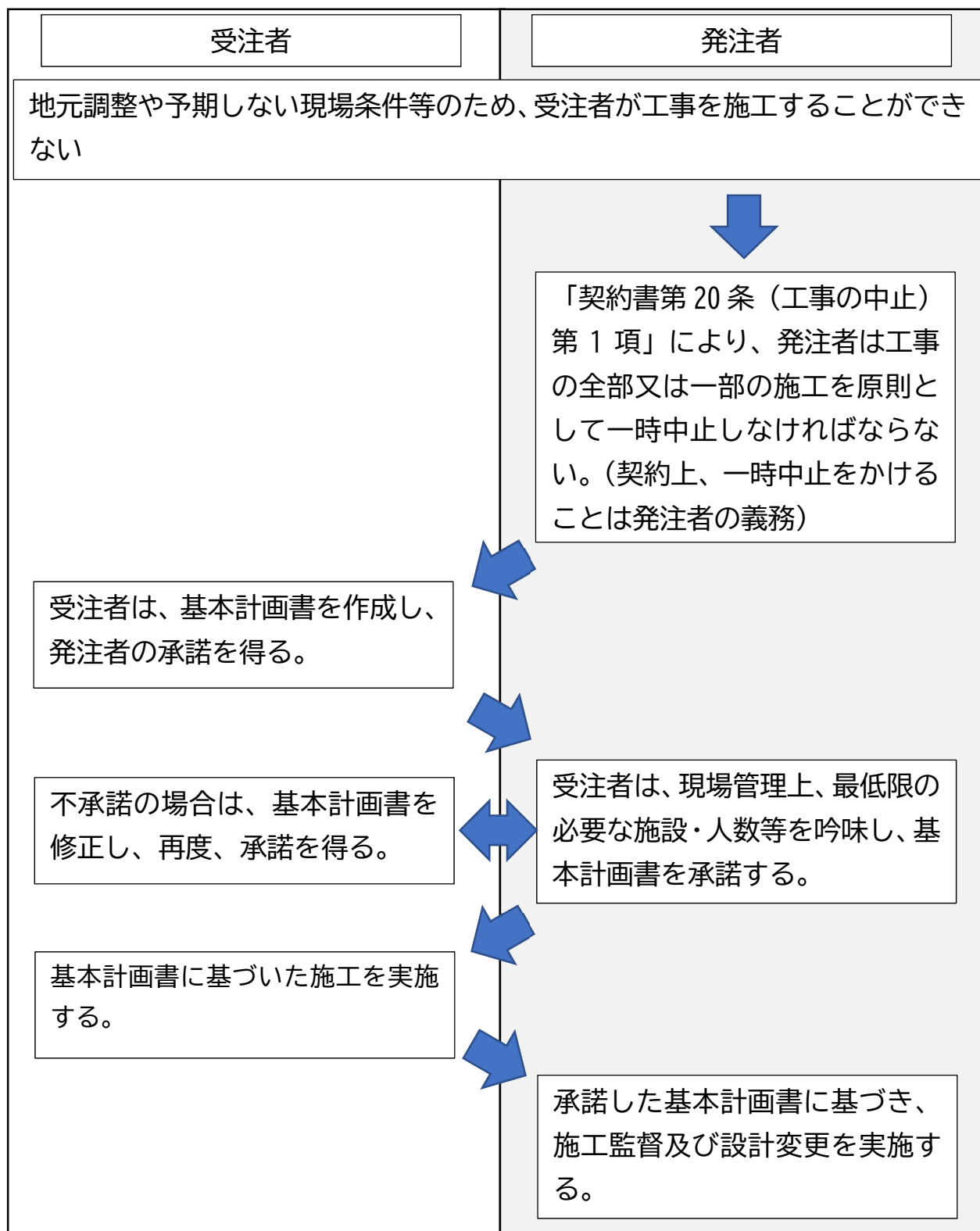
また、この費用については、工事の間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の対象額としない。

3) 注意事項

適正な設計図書に基づく数量の算出及び出来形展開図などの作成に係る費用は受注者の負担である。

5. 工期に関する設計変更

(1) 工事中止の場合（契約書第 20 条）



(例)

- イ) 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない
- ロ) 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了
- ハ) 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された
- ニ) 受注者の責によらないトラブル(地元調整など)が生じた
- ホ) 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない
- ヘ) 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)
- ト) 工事用地の確保ができない等のため工事を施工できない
- チ) 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることができない
- リ) 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない

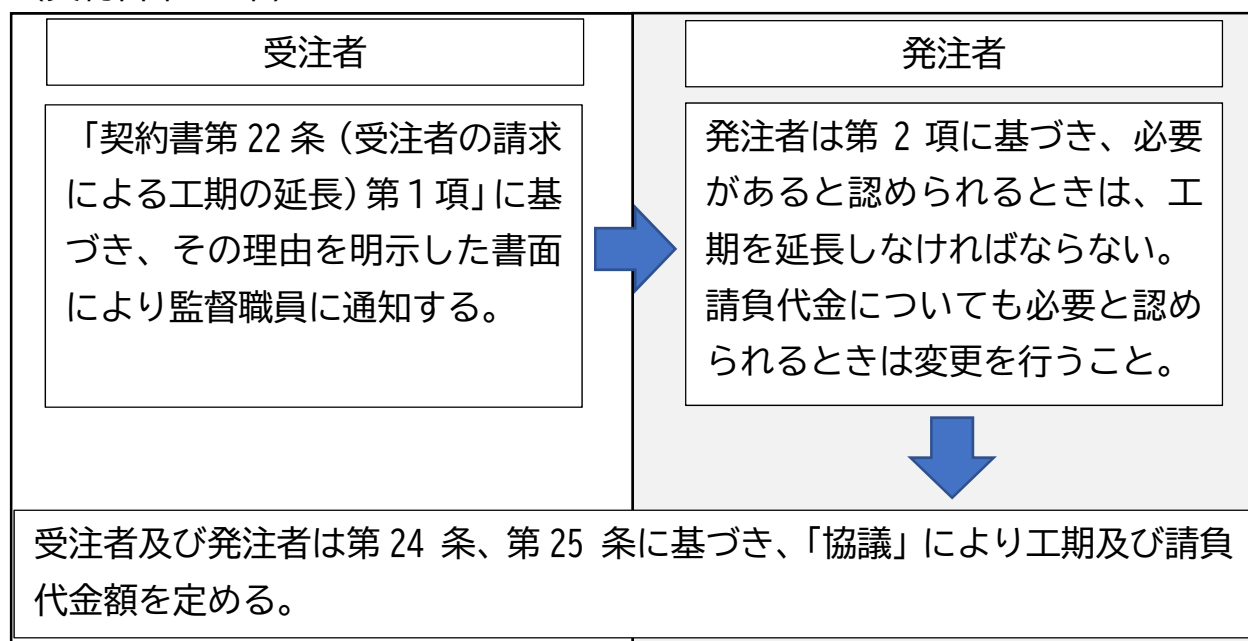
Point!

発注者は、工事を一時中止した場合において必要が認められるときは、第20条第3項に基づき、請負代金額や工期を変更します。

また、工事の一時中止に伴う増加費用については、国土交通省土木工事標準積算基準に準拠して算定します。

なお、工期の変更については、監督員等と受注者との間で書面により事前協議します。

(2) 受注者からの請求による工期の延長 (契約書第 22 条)



(例)

- イ) 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた
- ロ) 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた
- ハ) 受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた

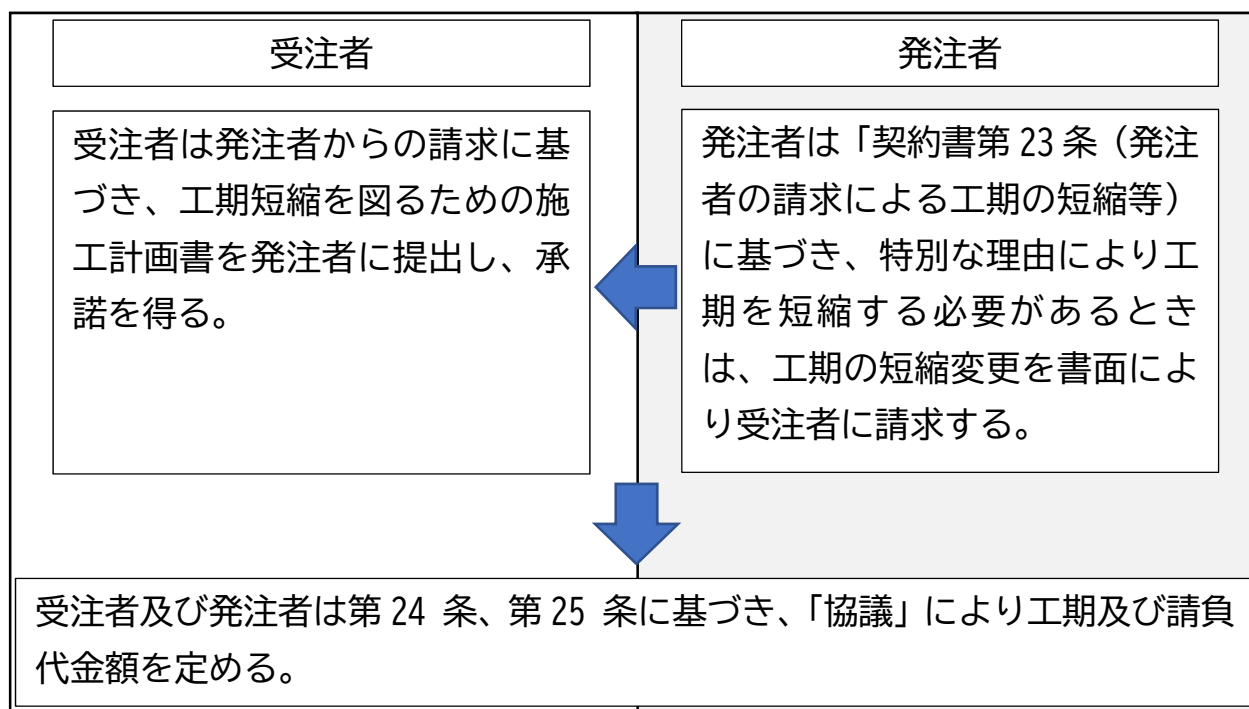
Point!

発注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長を請求することができます。

なお、工期の変更については、監督員等と受注者との間で書面により事前協議します。

(3) 発注者の請求による工期の短縮

(契約書第 23 条)



(例)

- イ) 供用予定日などが決定している現場において、工事一時中止が生じ、工程を延長したいものの、工期を延長することができない
- ロ) 関連工事等の影響により、工期短縮が必要となった
- ハ) その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要となった

Point!

契約書上、発注者は受注者に対し、特別な理由がある場合は工期の短縮を請求できますが、工期の延長は請求できません。

なお、工期の変更については、監督員等と受注者との間で書面により事前協議します。

6. 設計変更に関わる資料の作成

(1) 設計照査に必要な資料作成

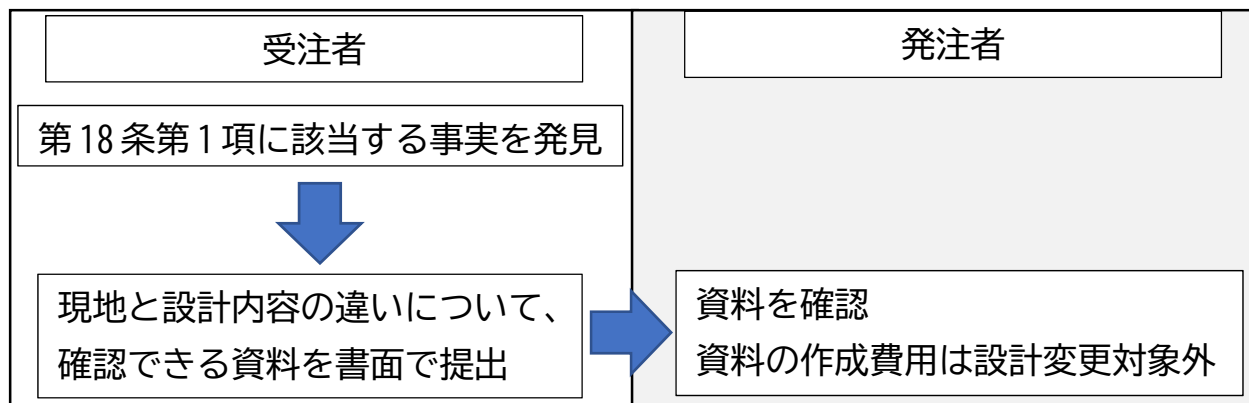
受注者は、当初設計等に対して契約書第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。

なお、これら資料の作成に必要な費用については、契約変更の対象となりません。

Point!

設計照査に必要な資料の作成は**受注者**が行います。

(契約書第 18 条第 1 項)



(2) 設計変更に必要な資料作成

契約書第 18 条第 1 項に基づき、設計変更をするために必要な資料の作成は、契約書第 18 条第 4 項に基づいて、原則、発注者が行います。ただし、設計変更をするために必要な資料の作成を受注者に依頼する場合は、適切な費用を発注者が負担しなければなりません。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受・発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について、書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は、積算基準及び標準歩掛(計画調査編)などを参考とする。

Point!

設計変更に必要な資料の作成は、原則、発注者が行います。

7. 条件明示について

施工条件は契約条件であるので、設計図書の中で明示します。

また、明示される条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応してください。

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容。

公害関係	<p>3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。</p> <p>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。</p>
安全対策関係	<p>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。</p> <p>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。</p> <p>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合はその内容。</p> <p>4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。</p> <p>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。</p>
工事用道路関係	<p>1. 一般道路を搬入路として使用する場合</p> <p>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。</p> <p>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合はその処置内容。</p> <p>2. 仮道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。</p> <p>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。</p> <p>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。</p>
仮設備関係	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。</p> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。</p>

建設副産物関係	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合はその内容。</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件及び運搬距離。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、運搬距離、時間等の処分条件。</p>
工事支障物件等	<p>1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。</p>
薬液注入関係	<p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。</p> <p>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。</p>
その他	<p>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。</p> <p>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。</p> <p>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。</p> <p>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。</p> <p>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。</p> <p>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。</p> <p>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。</p> <p>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。</p> <p>9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。</p>

8. 指定・任意の使い分け

(1) 基本事項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、契約書第1条第3項に定められており、適切に扱う必要があります。

1. 任意の場合、その仮設、施工方法等の選択は、受注者とその責任において行う。
2. 任意の場合、当初積算と現場の内容、施工方法に相違があっても、原則として設計変更の対象としない。
3. 指定・任意ともに、当初積算時の想定と実際の現場との施工条件が相違する場合は、変更の対象とする。

(2) 留意事項

指定・任意については下記の事項に留意してください。

1. 当初積算において発注者は、指定と任意の部分を明確にする。
2. 任意においては、任意の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であり、下記の対応は不適切な対応といえる。
 - ・ ○○工法で積算しているので「○○工法以外での施工は不可」
 - ・ クラムシェルで積算しているので「バックホウでの施工は不可」
 - ・ 仮設工を任意としているので、「変更は不可」
3. 任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に相違がある場合は、設計変更の対象とする。
4. 仮設工を任意とする場合でも、受注者が施工条件を把握できるよう、工種及び規模等を明示すること。

(3) 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

≪指定と任意の考え方≫

	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	～指定仮説とすべき事項～ <ul style="list-style-type: none">・ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合・ 仮設構造物を一般交通に供する場合・ 関係官公署との協議により制約条件のある場合・ 特許工法又は特殊工法を採用する場合・ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合・ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

(4) 指定仮設と任意仮設の定義

指定仮設とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書のとおり施工を行わなければならない仮設物です。

任意仮設とは、工事目的物を施工するにあたり、請負者の責任において自由に施工を行う仮設物です。

9. その他

(1) 設計変更に関する用語の定義

「設計変更」・・・契約変更の手続きの前に、当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること。

「契約変更」・・・契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間において、既に締結されている契約内容を変更すること。

(2) 概算金額の記載方法

- ・記載する金額は、百万円単位を基本とし、百万円未満の場合は十万円単位、十万円未満は万円単位とする。
- ・概算金額（または増減額）は、類似する他工事や設計業務等の成果、協会資料などの資料を用いて算出することもできるが、その際には、受注者に対して出典先や算出条件等を明示する。
- ・既出工種の数量変更に伴う概算金額（または増減額）は記載不要。

(ア) 発注者からの先行指示の場合

- ・新たな工種（条件変更に生じる任意仮設工の工法変更などを含む）の場合に、その内容に伴う概算金額（または増減額）を記載する。

(イ) 受・発注者間の協議による指示の場合

- ・協議時に受注者から見積書の提出があり、かつ、指示する作業が新たな工種（条件変更に生じる任意仮設工の工法変更などを含む）の場合に、その内容に伴う概算金額（または増減額）を記載する。
- ・概算金額としては、協議時に見積書の妥当性（単価、歩掛、積算条件、設計条件など）を確認し、妥当性が確認された場合に、その見積書の「額」と「受注者の提示額である」ことを記載する。
- ・見積書に妥当性が確認できない場合は、概算金額を記載しないと共に、別途協議が必要である旨を回答する。

(ウ)工事打合せ簿の記入例

1) 受注者からの協議によらず、発注者が指示する場合

共通仮設費（安全費）における指示事例

指 示 事 項 甲→乙	工事施工箇所の周辺にある店舗の営業に配慮し、No.1～No.10の区間における工事(土工、配管工、舗装工、
	交通誘導員)は21:00～6:00(休憩時間0:00～1:00)の夜間施工とします。
	これに伴い、約250万円の増額を予定しています。交通誘導員の配置は24時間勤務(交代要員有り)4人/日の
	配置としています。

本工事、指定仮設工の指示事例（規格、数量、損料（全損）を明示）

指 示 事 項	工事区間の排泥先確保のため、Pt10からPt.20までの仮設排泥管PEφ50mm,L=20mを増工します。
	土工、舗装についても計上しています。
	予定している増額は約20万円です。

任意仮設工の指示事例（規格、損料を明示せず、積算条件の明示のみ）

指 示 事 項 甲→乙	工事用道路の粉じん・振動抑制対策の要望が地元からあり、碎石による補修や散水では解決しないため、
	敷き鉄板の敷設を追加します。敷設幅3.0m、延長50m、厚さ25mm、期間は敷設日から10月末とします。
	工事増額は約40万円を予定しています。
	積算条件:33枚分の鋼板賃貸料金(6か月以内)及び整備費、設置・撤去費。

2) 受・発注者間での協議による指示の場合

変更対象となった協議事例

打合せ事項(協議事項)	処 理 事 項
発議者 <input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	
○/○付、協議のあった置換厚について検討した結果、別添のとおりとなりました。	変更対象とします。
(良質材の厚さ1,000mm以上による置換が必要)	概算額 50万円(見積額)
対象延長は擁壁工の全延長とします。	
参考に別紙のとおり見積書を提出します。	
上記について	上記について
指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 提出 報告 通知	<input checked="" type="checkbox"/> 了解 承諾 協議 提出 報告 通知 受理
その他()	その他()
します。	します。
確認しました。	確認しました。

変更対象とならなかった協議事例

打合せ事項(協議事項)	処 理 事 項
発議者 <input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	
当初予定の基礎面において平板載荷試験を実施した結果、所要の鉛直支持力を得られないことが確認されました。(別添参照)	検討については発注者側で対応し、○/○までに置換厚等の回答をします。
支持力を確保できる置換厚検討費の追加について協議します。	よって、検討費は変更対象としません。
(約120万円消費税抜き)	なお、それまでの現場管理適正な対応をお願いします。
なお、現場が言動の通行に影響するため、○/○までに回答をお願いします。	
上記について	上記について
指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 提出 報告 通知	了解 承諾 協議 提出 報告 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 受理
その他()	その他()
します。	します。